

教育研究実施組織の編制方針について

<教育研究実施組織の編制方針>

- 1 本学の教育研究の目的の達成及び持続的な発展を図りうる主体的かつ自律的な教育研究実施組織を編制する。その編制に当たっては、教職員の多様性に配慮するとともに、教員及び事務職員等の役割分担の下、責任の所在を明確にし、適切で組織的な協働体制を確保する。
- 2 教員の所属組織として、教員の専門領域の近似性に基ついた学系を置く。
- 3 各学群・各研究科の教育課程に、教育研究上の目的を実現するために必要な教員を適切に配置する。その配置においては、大学設置基準、大学院設置基準等の関連法令等を満たすものとする。
- 4 大学及び各学群等・各研究科の教育研究活動を持続的に発展させるため、内部質保証システムに基づく継続的な組織改善に取り組む。
- 5 教職員の採用・昇任等に当たっては、明確な基準により、透明性及び公平性を持って適切に行う。
- 6 教職員の資質向上のため、組織的・階層的な研修を推進する。